

平成16年4月1日

『楽しくおいしく食べる子どもに～保育所における食育に  
関する指針～』報告書について

- ◆ 本報告書は、保育所における食育の重要性にかんがみ、保育所保育指針に示されている保育内容や発達過程と整合性を図った上で、食を通じた健全育成の観点から、発達過程に応じた食育のねらい、内容、配慮事項を整理したもの。
- ◆ 「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について」（平成16年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を発出し、自治体、保育所に周知を図る

◆ 研究者

主任研究者：酒井治子（山梨県立女子短期大学助教授 食・栄養教育学）

分担研究者：小川清実（東京学芸大学講師 保育原理）

大木師礎生（日本保育園保健協議会副会長 小児保健学）

倉田 新（埼玉純真女子短期大学講師 保育サービス論）

外山 紀子（津田塾大学助教授 発達心理学）

林 薫（東京成徳短期大学講師 小児栄養学）

師岡 章（白梅学園短期大学助教授 保育計画論）

研究協力者として、保育現場の園長、保育士、栄養士、看護師10名

◆ 報告書の概要

1 食育の目標

- ・ 保育所における食育は、「現在を最もよく生き、かつ、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うこと」を目標とする。
- ・ 具体的には、以下の5つの子どもの姿を目標とする。
  - ① おなかのすくりズムのもてる子ども
  - ② 食べたいもの、好きなものが増える子ども
  - ③ いっしょに食べたい人がいる子ども
  - ④ 食事づくり、準備にかかわる子ども
  - ⑤ 食べものを話題にする子ども

## 2 食育の方法

- ・ 保育所における食育は、保育と同様、子どもの日々の活動を通して、全職員の共通理解のもと、総合的に展開されるものであり、保育所保育指針の「保育の方法」に準拠する

## 3 食育のねらいと内容

- ・ 保育所における食育は、保育所保育指針を踏まえ、以下の内容を盛り込み、計画的に実施する
  - ①食を通じた健やかな心や身体づくり
  - ②食を通じた豊かな人とのかかわり
  - ③食を通じたさまざまな文化との出会い
  - ④食を通じた自然、命とのかかわり
  - ⑤料理をつくり、準備する活動

## 4 食育に関する多様なニーズへの対応

- ・ 多様なニーズに応じ、きめ細やかなサービス提供を行う
  - ① 体調不良の子どもへの対応
  - ② 食物アレルギーのある子どもへの対応
  - ③ 障害のある子どもへの対応
  - ④ 延長保育や夜間保育時の対応
  - ⑤ 一時保育時の対応
  - ⑥ 地域の子育て家庭への食に関する相談・支援

### 【 保育所における食育の実践例 】

- ◎ 食と自然とのかかわりから、命を大切にする心を育む
  - ・ 子ども自身が畑で育て、収穫した野菜を食材として利用し、味わって食べる
- ◎ 食を通じた人とのかかわりから、一緒に食べる楽しさや思いやりの気持ちを育む
  - ・ 食事の準備や片づけを協力して行い、みんなで味わう
- ◎ 食を通じ、文化と出会い、食の関心を育む
  - ・ 地域の産物を活用した郷土食や行事食について、その由来を聞いたり、調理するのを見たりしながら、農家の人や地域の人々といっしょに味わう
- ◎ 料理づくりの体験を通じ、好きな食べ物を増やす
  - ・ 身近な食材を使って料理づくりに挑戦し、作った料理のおいしさを味わう
- ◎ 食物アレルギーなどひとりひとりの健康状態に応じた対応
  - ・ 家庭と連携し、ひとりひとりの健康状態に応じた食事の提供
- ◎ 地域の子育て家庭への食育支援
  - ・ 在宅の子育て家庭を対象とした食の相談会の実施

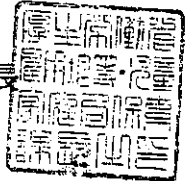


雇児保発第 0329001 号

平成16年3月29日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



## 保育所における食を通じた子どもの健全育成 （いわゆる「食育」）に関する取組の推進について

近年、子どもの食をめぐっては、発育・発達の重要な時期にありながら、朝食の欠食等の食習慣の乱れや、思春期のやせにみられるような心と身体の健康問題が生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成など、心身の健全育成を図ることの重要性が増している。

このため、子ども一人ひとりの“食べる力”を豊かに育むための支援づくりを進める必要があることから、平成16年3月16日雇児発第0316007号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について」を发出し、地域の実情に応じた「食育」の取組の推進をお願いしたところである。

保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、保育所における食事の意味は大きい。食事は空腹を満たすだけでなく、人間関係の信頼関係の基礎をつくる営みでもあり、豊かな食体験を通じて、食を営む力の基礎を培う「食育」を実践していくことが重要である。

保育所における「食育」については、保育所保育指針を基本として取り組まれているところであるが、平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業として『楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～』報告書が取りまとめられたところであり、保育所における食育の計画作成の際の参考とされるよう管内市町村に周知を図られたい。

なお、報告書については、（財）こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」に掲載するので、保育所等で広く活用されるよう併せて周知を図られたい。